

第6次総合計画策定における検討事項

1. 基本構想の計画期間について

- (1) 第5次後期基本計画策定時に総合計画のあり方について総合計画審議会から下記のとおり答申があったことを踏まえ、

<第5次後期基本計画 [改訂版] P151 より>

基本構想は、その役割を「生駒市のビジョン」と位置付けたことから、市長改選による計画の変更は生じないものとなり、長期に目指すまちづくりの方向性を示す普遍的な計画と位置付けられることから、計画期間については従来よりも長期に設定する(10年以上)など、次期基本構想の策定時に再検討することとします。

本市の住宅都市としての基本的な都市の属性は変わらないものと考え、次期基本構想では計画期間を設定しないこととし、社会経済構造の大きな変化に伴ってまちづくりの方針転換等の必要性が生じた場合に、随時基本構想を見直すことができるものとする。

ただし、計画期間を設けないものの、「将来都市像」の実現や「まちづくりの目標」達成に向けて取り組んでいくためには、いつ頃までに実現するという大まかな期限を示す必要もあると考えることから、目安となる時期を別途明記することも検討する。

- (2) 基本構想に計画期間を設けないことから、基本理念や将来都市像などを除く4～5年の中間で記載内容に変更が生じると見込まれる項目については、基本計画へ移管するなど基本構想の掲載項目を整理する。

2. 「縮小・再編」型計画へ転換について

人口増加が頭打ちとなりつつある中、少子高齢化が進展し、社会保障関係費の伸びや公共施設の老朽化により地方財政への影響が深刻化するなど中長期的な課題が顕在化してきている。これまでの人口増加とともにベッドタウンとして発展してきた「拡大・成長」型のまちづくりから、人口減少の進展や多様化する新しいライフスタイルにも対応できる「縮小・再編」型のまちづくりへ転換を図る。

- (1) 限られた財源の中で取り組む施策の優先度を示す。
- (2) 中長期の財政見通しを把握し、財政運営の原則や財政目標の設定といった財政規律を維持するための工夫について検討する。
- (3) 関連性が高い施策について計画段階から連携を意識することで、実施段階での相乗効果を高めるとともに、施策の目的に照らして類似・重複した施策の整理・再編を行う。また、社会経済環境の変化や新たな課題にも対応できるよう小分野の再編も検討する。

3. 将来都市像の見直しについて

- (1) 現行の将来都市像は幅広い分野のまちづくりへの想いが込められ、総合計画に相応しいものである。その一方で、盛り込まれた要素が多く、少し堅苦しいイメージもあり、多くの人にとって印象に残りにくいのもう少し覚えやすく頭に入りやすい形にしてはといった意見もある。
今回、基本構想を見直すに当たり、現行の都市像を変更する必要性を検討するとともに、必要があれば、現行をベースに市民憲章や都市宣言、自治基本条例など他のスローガンとの整合性にも考慮して、まちづくりの方向性を明確に表すものに見直しを検討する。
- (2) 主要課題の一つに挙げた、これまで標榜してきた従来型のベッドタウンからの転換を意識するのであれば、まちづくりの方向性を表現できるものに見直すことも検討。
- (3) 見直しの必要性と見直し場合の見直し案について、審議会の各委員から意見をいただくとともに、まちの魅力発信に参加されている市民の方にも素案づくりにご協力いただきながら、将来都市像の見直し案について検討する。

4. まちづくりの目標の見直しと小分野の再編について

- (1) 基本構想に掲げる「まちづくりの目標」ごとに、基本計画を分野分け（大分野）されているところだが、今回基本構想、基本計画を見直すに当たって、現行の施策体系を踏襲しつつ、大分野1のうち行政経営や行政組織等に係る部分を分割して、大分野を6分野に改編する。
- (2) 小分野についてはこれまでの検証結果を踏まえて、目標達成した分野や取組のボリュームを考慮して分野の統廃合を検討するとともに、新たに生じた課題に対応した分野の新設についても検討する。

5. 重点プロジェクトの設定と分野間の連携について

- (1) これまで検証を重ねてきた中で、各分野間での連携の必要性が高い施策について、その必要性を審議会で度々指摘されていることから、次期基本計画においては、重点プロジェクトとして分野横断的な政策を掲げ、各分野から特出しした形で施策を一覧化する。
- (2) 計画段階から連携を意識させるため、各分野ごとに「関連する施策と連携内容」といった項目を設けることを検討する。
- (3) 別の大分野や中分野で関連性が高い分野がある場合には、分野相互に「施策リンク」といった項目を計画に表記することで、基本の施策体系の枠組みを越えた分野間の関連性を明示できるよう工夫を図る。

6. 市民等の役割分担について

- (1) 総合計画審議会委員のうち団体代表の委員を通して選出団体のメンバーに市民の役割分担に関するヒアリングの実施を依頼し、特に「市民2人以上でできること」を中心に聴取した意見を踏まえ計画に反映する。
- (2) これまでの市民満足度調査結果から、調査項目となっている「市民1人でできること」の分担状況を整理、分析し、計画の見直しを検討する。
- (3) 総合計画審議会委員のうち公募市民の委員が所属する部会が所管する小分野のうち特に「市民1人でできること」の分担状況や市民実感について意見を聴取し、計画に反映する。